

〔インタビュー〕

裁判記録の保存の在り方について

弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所 弁護士

話し手 神 田 安 積

早稲田大学大学院法務研究科 2年

聞き手 勝 田 明 輝

- I はじめに
- II 国民共有の財産としての裁判記録の意義
- III 裁判記録の保存・廃棄の運用に関する従前の経緯
- IV 調査報告書の意義
- V おわりに

I はじめに

勝田：1997年に発生した神戸連続児童殺傷事件について、神戸家庭裁判所が少年審判の記録を保存期間満了後に廃棄していたことが、昨年2022年、地元の神戸新聞の報道で明らかになりました。また、これを端緒として、全国の家庭裁判所においても同様に、社会の耳目を集めた少年事件の記録が複数廃棄されていたことが明らかになりました。

これを受けて、最高裁判所は、これまでの事件記録の保存の運用が適切であったか、適切な運用に向けた取組が十分であったかどうかについて、第三者の目からの客観的な評価を受け、将来にわたって事件記録の保存の適切な運用を確保していく必要があると判断し、外部の有識者委員の意見を聴取し、2023年5月に「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」（以下「調査報告書」といいます）を出しました。

また、このテーマについては、早稲田大学の浅古弘名誉教授や早稲田大学法科大学院の元教授である塚原英治弁護士が、かねてから論稿を発表しておられました。

そこで、裁判記録の保存・廃棄の在り方に光が当てられたこの機会に、弁護士法人早稲田大学リーガルクリニックに在籍し（インタビュー当時。現在は弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所属）、有識者委員の構成員を務めた神田安積弁護士にお話を伺いたいと考えた次第です。

II 国民共有の財産としての裁判記録の意義

勝田：私たちは法科大学院において、日々様々な分野の判例を勉強しています。著名な判例を勉強する場合において、たとえば判例百選で簡潔に整理された事実と判旨を読むことがあります。しかし、原審の判決全文を読むことはもちろん、裁判記録それ自体に接する機会はなく、ましてや裁判記録を探して読んでみようと考えたこともありませんでした。今回の件は、裁判記録の存在と、その保存・廃棄の在り方について改めて関心を持つ機会になりました。

神田：法律学はこれまで法解釈学が中心であり、事実が重要であるとしても、それは判決で認定された事実を前提としています。皆さんが日々司法試験の勉強の中で重点を置いているのは事実でしょうか。それとも法解釈でしょうか。実務家になるための法科大学院教育においても、判例の射程を検討する上で、事実の重みについて勉強する機会は多いと思います。しかし、そこで問題となる事実は既に裁判所によって認定済みの事実であり、生の事実そのものではありません。ですから、一つ一つの判例について勉強を深めるとしても、既に整理された事実を踏まえた法解釈の勉強に重きを置きがちになり、生の事実に関する主張や証拠がそのまま残されている裁判記録に思いが及ぶことがなかったのだろうと思います。

勝田：調査報告書の中で、「記録の中には、・・・歴史的、社会的な意義を有し、史料又は参考資料として価値を有するものも含まれており、そのような記録を国民共有の財産として保存し、後世に引き継いでいく必要がある。そこで、このような記録を保存する意義を組織的に共有していくための方策として、保存規程に記録を保存する意義を明記した理念規定を追加し、これを明示することが相当である。」と指摘されています（37頁）。裁判記録が国民共有の財産であるというのはどのような意味なのでしょう。あるいは、なぜ裁判記録は国民共有の財産であるといえるのでしょうか。

神田：調査報告書の中で、「記録は、事件に関して裁判所及び当事者にとって共通の資料として作成されるものであり、裁判所や訴訟進行等に利害関係を有する当事者による利用が想定されており、裁判所は、第一次的には事件処理の必要のために記録等を保存しているといえる。」と指摘されています（37頁）。裁判所の役割は個別の事件の紛争解決にあり、裁判記録も個別の事件の紛争解決のためにあるのだから、紛争が解決した後では記録は不要になるという意識が裁判所の中でこれまで支配的だったのだと思います。

このような考え方に対して、今から約40年前、1985年7月に、日本弁護士連合会が、「訴訟記録等保存立法についての要望書」を最高裁、法務省、最高検な

どに提出しましたが、その中で次のように述べられています。

ひるがえって考えてみると、刑事、民事の諸事件はその時代の人の営みや世相風俗を映し、諸々の社会の矛盾を反映し、国家と人民の関係を鋭く投影しており、訴訟記録には、判決という結論に向けて具体的になにが主張・立証されたか、そのための関係者の叡智と努力の跡がしるされている。世にいう著名事件のみならず、無名の事件であっても、刑事・民事の訴訟記録の中には右の意味で貴重な文化遺産として、判決そのものとともに後世に遺すに値し、遺さなければならないものが少なからず存在するのではなかろうか。判決書の場合は、公刊されることが多いが、生の訴訟記録の場合はいったん廃棄されれば再生は不可能である。

この一文は、裁判記録が国民共有の財産であることの意味を端的にわかりやすく説明しています。今回、調査報告書の中で、最高裁判所が初めて「裁判記録を国民共有の財産」であることを明記し、理念規定を設けることを明言したことは大変意義深いことであると思います。

勝田：2009年に制定され、2011年4月に施行された「公文書等の管理に関する法律」の第1条は、公文書が「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」を確認しています。裁判記録は、この法律における「公文書」に含まれないのでしょうか。

神田：公文書管理法は、行政文書の管理を中心に定めています。裁判所の裁判記録は「行政文書」に含まれません。また、特に刑事訴訟の記録については、同法3条及び刑事訴訟法53条の2第3項により、「訴訟に関する書類」として、同法第二章が定める行政文書の管理の適用除外とされています。なお、刑事訴訟の訴訟記録については、1987年に刑事確定訴訟記録法が制定され、刑事記録の保管は検察官が主体とされ、有期の保存期間が定められていますが、刑事法制及びその運用並びに犯罪に関する調査研究の重要な参考資料となるものについては、保管期間の満了後でも刑事参考記録として保存されています。

勝田：民事訴訟や少年事件の裁判記録については、公文書管理法の対象ではないとしても、刑事訴訟の記録と同様に、特別法を制定しなかったのはなぜでしょうか。

神田：最高裁は、記録の保存に関する事務は、裁判所の内部的な司法事務処理の範囲に属していることを理由に、民事事件・少年事件の記録の保存については、既に 1964 年に最高裁判所規則の一形態である保存規程が設けられていたので、保存規程の充実、通達の整備で対応することとしたのです。

勝田：最高裁判所が、最高裁規則の一形態である保存規程で対応することとしたことは司法府の自律性の観点から望ましいように思いますが、その責務は大変重いものであると感じました。

Ⅲ 裁判記録の保存・廃棄の運用に関する従前の経緯

勝田：それでは、保存規程の下、民事訴訟や少年事件の裁判記録の保存や廃棄について、どのような運用がされてきたのでしょうか。

神田：完結した事件の裁判記録は原則として第一審裁判所で保存されます。

民事訴訟については、判決原本の保存期間は事件の完結から 50 年、判決原本以外の裁判記録（事件記録）の保存期間は事件の完結から 5 年とされています。また、少年事件の事件記録については、記録全体について少年院送致などの保護処分決定によって完結した場合には、少年が 26 歳に達するまで保存するものとされています。なお、刑事訴訟の裁判記録については、既にお話ししましたとおり、刑事確定訴訟記録法によって裁判確定後は検察庁で保管・保存することになっていますので、ここで話しする裁判記録の保存や廃棄は民事訴訟や少年事件を念頭に置いています。

勝田：保存期間が満了した裁判記録はすべて廃棄されることになるということ

でしょうか。

神田：民事・行政事件の判決原本については、かつては裁判所において永久保存されていましたが、1992年に最高裁判所が50年保存に改正し、50年の保管期間を満了した判決原本は廃棄されることとなりました。しかし、日本学術会議や全国の国立大学法学部の先生方の反対運動により廃棄は中止され、その後、全国の国立大学法学部に一時移管された後、現在は国立公文書館に移管・保存されています。しかし、判決原本以外の裁判記録（事件記録）は保管期限経過後、原則として廃棄される運用になっています。

勝田：原則として廃棄されるということは、例外として保存される場合があるのでしょうか。

神田：保存される例外の基準が定められています。今回問題となった特別保存、いわゆる2項特別保存です。2項特別保存については「史料又は参考資料となるべきものは、保存期間満了の後も保存しなければならない」と定められています（事件記録等保存規程（昭和39年最高裁判所規程第8号））。

勝田：「史料又は参考資料となるべきもの」とは抽象的な基準でわかりにくいですね。

神田：その基準を具体化した運用通達（平成4年2月7日総三第8号事務総長通達「事件記録等保存規程の運用について」）が1992年に出されています。1992年は先ほど述べた判決原本の保存期間が50年に変更された年でもあります。当該運用通達において、民事訴訟の保存記録の基準の例示があり、①重要な憲法判断が示された事件、②重要な判例となった裁判がされた事件など法令の解釈運用上特に参考になる判断が示された事件、③訴訟運営上特に参考になる審理方法により処理された事件、④世相を反映した事件で史料的価値の高いもの、⑤全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの、⑥民事及び家事の紛争、少年非行等に関する調査研究の重要な参考資料になる事件、の6つが挙げられています。少年事件については、①少年保護事件記

録が保存規程 9 条 2 項に規定する特別保存に付された事件、②少年保護事件の調査上特に参考になる調査を行った事件、③世相を反映した事件で史料的価値が高いもの、④全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件で特に重要なもの、⑤少年非行に関する調査研究の重要な参考資料になる事件、の 5 つが例示されています。

勝田：それでは、たとえば、私たちが勉強している「重要な憲法判断が示された事件」の事件記録はすべて保管されてきたのですね。

神田：大変残念ですが、運用通達に沿った運用がされていませんでした。

勝田：それはどういうことでしょうか。

神田：2019 年 2 月に、朝日新聞の記事により、東京地方裁判所においてそれまでに特別保存されていた事件記録はわずか 11 件のみであったことが報じられました。また、同年 8 月には、共同通信の記者の調査により、学生の皆さんが常に参照していると思われる「憲法判例百選」（第 6 版・2013 年）に掲載された戦後の憲法訴訟（民事・行政裁判）134 件のうち、9 割近くの 117 件の記録が廃棄されていることが判明しました。たとえば、朝日訴訟、マククリーン事件、在外邦人選挙権制限事件、国籍法違憲事件、オウム真理教解散決定事件など、「重要な憲法判断が示された事件」に該当し、また、「世相を反映した事件で史料的価値の高いもの」、「全国的に社会の耳目を集めた事件」にも該当しうる事件記録が廃棄されていたことが判明しました。

勝田：2019 年のことも含め、とても驚きました。その時点で、裁判所はどのような再発防止策を講じたのでしょうか。

神田：まず、東京地裁において、民事事件に限ってではありましたが、2020 年 2 月に、新たに 2 項特別保存に関する運用要領を策定しました（令和 2 年 2 月 18 日東京地方裁判所「民事事件の事件記録及び事件書類に関する事件記録等保存規程第 9 条第 2

項及び事件記録等保存規程の運用について（通達）第6の2に基づく特別保存の運用について（運用要領）。その内容は、①最高裁判所民事判例集又は最高裁判所裁判集（民事）に判決等が掲載された事件、②主要日刊紙のうち、2紙以上（地域面を除く。）に終局に関する記事が掲載された事件などの事件記録は漏れなく2項特別保存に付することとし、また、③弁護士会、学術研究者、その他の者から事件及び保存の理由を明示して2項特別保存の要望があった事件の事件記録については、裁判所内に設置する保存記録選定委員会の意見を踏まえ、2項特別保存に付するかどうかの認定をすることとしました。さらに、弁護士会に要望があれば申出を行うように呼び掛けるなどして手続等について周知を図ることとしました。東京地裁の運用要領の策定を受けて、最高裁判所は、高裁、地裁及び家裁を含め各庁に対し、2項特別保存の運用が適切に行われるよう、当該運用要領を参考に運用要領を策定することを促し、2項特別保存の趣旨や意義について問題意識を喚起しました。

勝田：最高裁判所は、2019年時点で、今回と同じような調査や検証を行わなかったのでしょうか。

神田：全国的な調査や検証は行われていません。

勝田：2019年時点で検証が行われていれば、神戸連続児童殺傷事件について、神戸家庭裁判所が少年審判の記録を保存期間満了後に廃棄することなく保存されていた可能性もあったということでしょうか。

神田：神戸家庭裁判所が少年審判の記録を保存期間満了後に廃棄したのは、2020年の東京地裁の運用要領策定以前の2011年2月のことであり、運用要領の趣旨を遵守しなかったということではありません。また、東京地裁の運用要領は少年事件の裁判記録を対象外としていました。ですから、2019年の運用要領と今回の記録廃棄とは直接関係があるものではなく、むしろ、2019年における記録廃棄の発覚とは関係なく、もっと早い段階で訴訟記録の特別保存の在り方について自律的な検討や検証がなされるべきでした。

IV 調査報告書の意義

勝田：それでは、2023年5月に出された「裁判所の記録の保存・廃棄の在り方に関する調査報告書」の意義についてお伺いしていきたいと思います。今回の問題について、調査報告書は、2020年の運用要領策定前の問題と策定後の問題を分けて検討しています。

まず、調査報告書は、運用要領策定前の問題点として、大きく3点指摘しています。第一に、保存期間満了後の事件記録について原則廃棄の考え方と特別保存への消極姿勢、つまり、特別保存に付するのは極めて例外的な場面であるという考え方が裁判所の組織全体として醸成、定着していたという点です。次に、事件記録の特別保存についての安定的、確実な判断を行っていくための認定プロセス（判断に必要な情報集約の方法や認定時期等）が欠如していたという点です。さらに、具体的かつ客観性を伴う認定基準が欠如していたことも指摘されています。

なぜこのような3つの問題点が生じてしまったのでしょうか。

神田：調査報告書は、「1992年の運用通達発出の頃からの最高裁の不適切な対応に起因する」と明確に指摘しています（32頁）。具体的には、最高裁判所が、運用通達発出の頃、特別保存の記録の膨大化の防止に取り組むべきとの強いメッセージを発したことから、各庁における記録は原則として廃棄すべきとの認識や特別保存に対する消極的な姿勢を強めることとなり、その後も、最高裁は、適正化を図るための指導等を行ったことはうかがえず、下級裁を指導監督すべき立場として、最高裁の対応は誠に不適切であったと指摘しています。

勝田：調査報告書は、運用要領策定後について、2項特別保存の運用が相当程度改善されたと評価しつつ、基準や判断権者による認定時期等の運用が各庁で異なっていたこと、また、日刊紙2紙掲載基準の遡及適用の問題を指摘していますが、この点についてはいかがでしょうか。

神田：ここでも、大要、最高裁として問題意識は持っていたものの、明確に方針

を示すなどの対応をせず、その結果、多くの庁において、既に終局している事件記録について、運用要領の基準に該当するか検討することなく漫然と廃棄されたと指摘されています。

勝田：報告書では、運用要領策定の前後を問わず、2項特別保存に関する不適切な運用は、最高裁判所による不適切な対応に起因することを明記していることがわかりました。また、今回検証の対象となった記録廃棄の事例の数は合計104件であったとのことですが、調査報告書は、書記官や裁判官の個人の責任に帰すのではなく、むしろ、その背景にあった最高裁の不適切な対応に起因することを明確にしており、実効的な再発防止策に取り組む決意と覚悟が感じられました。

今後の事件記録の保存制度の枠組みについて、裁判所は具体的にどのようにこれまでの考え方や姿勢をより良く改善していくことになるのでしょうか。

神田：まず、冒頭にもご質問をいただいた点ですが、裁判記録の中に国民共有の財産が含まれることを組織的に共有するための方策として、記録を保存する意義を明記した理念規定を設けることが相当であるとされました。また、国民共有の財産である歴史的、社会的な意義を有する記録を適切に2項特別保存に付し、後世に引き継いでいく仕組みを構築していくためには、裁判所の判断を国民の意見や公文書管理等の専門家の知見等も取り込んだものとしていく必要があるとして、最高裁判所に常設の第三者委員会を設置することが相当であるとされました。

勝田：常設の第三者委員会はどのような構成になるのか、またどのような役割が期待される委員会なのでしょうか。

神田：常設の第三者委員会を設置する意義は、歴史的、社会的に意義のある事件記録を有効に保存していくために、多様な意見を適時適切に最高裁判所に提言、共有することができることにあります。多様な意見が反映されるためには、法曹関係者の視点も大切ですが、事件記録を利活用する学者や報道関係者の視点も不可欠です。さらに、歴史的な事件記録を適切に保存する視点からアーカイブズ学の専門家やアーキビストに参加いただくことも予定されています。

また、第三者委員会に期待される役割として、報告書では、①各庁の個別事案、例えば、弁護士会等から要望があったにもかかわらず、2項特別保存に付さなかった事案について、2項特別保存の適否の意見を提出すること、②記録保存の在り方の更なる見直しや2項特別保存の運用指針等の全般的事項についての意見、助言を提出すること、③一定の重大な社会事象（大震災や疫病等）が生じた場合に、これに関連する記録を保存するよう提言することが挙げられています。①はもちろんのことですが、今後の新たな運用を継続的に検証し、更なる改善を図るためには②の役割が、また、個別の事件のみに着眼するのではなく、定型的・典型的に歴史的、社会的に意義のある事件記録を網羅的に残すためには③の役割がそれぞれ十分に果たされることを期待したいと思います。

勝田：調査報告書は、これまでの考え方や姿勢を改善していくために、2項特別保存の認定プロセスと基準についても見直しすることが相当であるとしています。基準については、運用要領策定までに相当な改善が図られてきたように感じますが、いかがでしょうか。

神田：私も2項特別保存の基準については運用要領策定までに相当な改善が図られていたものと思います。むしろ、認定プロセスに問題があり、その抜本的な改善が課題であったと思います。

勝田：具体的にどのような点でしょうか。

神田：2項特別保存の判断を「いつ」「誰が」「どのように」するのか、それぞれの点について問題があったと思います。

まず「いつ」という点です。既にお話ししたとおり、廃棄するか2項特別保存をするかを判断する時点は保存期間満了後であり、具体的には、民事訴訟の場合は事件が完結してから5年経過後、少年事件の場合には少年が26歳になったときです。事件発生や訴訟提起から長い年月が経過した後に、たとえば「全国的に社会の耳目を集めた事件又は当該地方における特殊な意義を有する事件」に該当するか否かを適切に判断することは極めて困難だったのではないかと思います。

す。

次に「誰が」という点です。事件記録の廃棄や2項特別保存の該当性の判断をするのは、当該事件に関わっていない書記官や裁判所の所長です。

さらに「どのように」という点です。廃棄の判断をする書記官は、判断の対象である事件記録が2項特別保存の基準に該当する事件記録であるか判断するための情報を持ち合わせていないのが通例です。

以上のとおり、2項特別保存の基準が明確であったとしても、当該基準に照らして該当性を判断する時期、担当者、そして判断材料の共有の在り方が不十分であり、適切な運用を望めない認定プロセスであったと思います。

勝田：判断の認定プロセスについて、どのような見直しが行われるのでしょうか。

神田：2項特別保存すべきである事件については、保存期間満了時を待たずに適時に該当性を判断できるものとし、かつその事件記録にいわばフラグを立てて、2項特別保存に付するために必要な情報を確実に引き継ぐことによって、保存期間満了時に漏れなく2項特別保存することができるようになりました。

勝田：事件記録の物理的な保管スペースの確保の問題については、どのようにお考えですか。

神田：これまでの最高裁の姿勢の背景に保管スペースの問題があったことはたしかです。もっとも、2項特別保存の事件数は限定的なものであり、本来は、保管スペースが狭かったとしても、2項特別保存の事件記録で保管スペースが溢れてしまうわけではなかったと思います。また、規程上は、最高裁判所が指示すれば、2項特別保存の事件記録を最高裁判所の保管に移すことも可能でした。今回の検証対象となった事件の中には、保管スペースがあったにもかかわらず、廃棄されてしまった事案も含まれているはずですが、今回の検証の結果、国立公文書館への移管対象の拡大や移管時期の見直しが検討されることになりましたので、その見直しの推移に関心をもって見守りたいと思います。

勝田：裁判記録のデジタル化による保存について検討の対象とされたのでしょうか。

神田：民事裁判のみならず刑事裁判を含め裁判手続のIT化が進みつつあり、いずれは訴訟記録がデジタル化される時代になりますから、将来においては保管スペースの問題は解消されます。もっとも、現時点において過去の紙の裁判記録をすべてデジタル化することについては、多大な人的物的コストが生じることが踏まえ、慎重に検討する必要があるという結論になりました。

V おわりに

勝田：今回の議論を契機として、裁判記録の2項特別保存の在り方について関心が広がり、調査報告書を踏まえた運用が図られていくことを期待しています。最後に一言、特に今後の課題についてお話しいただけますでしょうか。

神田：まず、この対談を読まれた学生の皆さんには、報告書を是非ご一読いただきたいと思います。「全国的に社会の耳目を集めた事件」に該当することが明らかである神戸連続児童殺傷事件など多くの事件記録がなぜ規程に反して廃棄されたのか、失われた事件記録の一つ一つについて検証がされています。ご質問いただいた今後の課題としては、この報告書に書かれていることが、裁判所の職員一人一人にまで届くことが何より大切です。また、特別保存の運用をするのは人ですから、ミスを完全に防ぐことはできません。人のチェックに加えて、システムによるチェックが望まれます。そして、今回の報告書が、不断の見直しに向けた新たな出発点になることを願っています。

勝田：本日お話を伺い、裁判記録を未来に向けて引き継いでいく責任は、裁判所や法律家だけではなく、社会全体の責任でもあると感じました。そして、裁判記録を国民共有の財産として保存し、後世に確実に引き継いでいくという理念の実現に向けて、最高裁に常設されることとなる第三者委員会の活動や国立公文

書館への移管の拡大等に向けた協議をはじめ、今後の進展を注視していきたいと思えます。ありがとうございました。

(注) 脱稿後の 2023 年 11 月 22 日の最高裁判所裁判官会議において、「事件記録等の特別保存に関する規則」が議決・制定されるとともに、「事件記録等保存規程」及び「少年調査記録規程」が改正され、2024 年 1 月 30 日に施行されました。

これらは、上記調査報告書で示された各種取組のうち、「記録を保存する意義の組織的な共有（理念規定の整備）」、「常設の第三者委員会の設置」、「廃棄手続の見直し（所長の関与の明確化）」を実現したものであり、これにより、国民共有の財産である歴史的・社会的意義を有する記録を適切に特別保存に付す基本的な仕組みが構築されたこととなります。

また、上記の規則等に加えて、特別保存の認定プロセスといった運用の細目が通達により整備され、規則施行日の 2024 年 1 月 30 日より、全国の裁判所において、新規則等に基づく運用が開始されました。